

見守り体制強化促進のための広報啓発事業 調査報告

2025年3月5日

目次

目次

見守り体制強化促進のための広報啓発事業とは	4
これまでの取り組みの流れ	5
令和4年度のまとめ	6
令和5年度のまとめ	9
本日のセミナーの目標	12
調査先自治体概要	13
実施体制・主な連携先の違い	14
事例紹介1 兵庫県明石市	15
事例紹介2 茨城県龍ケ崎市	17
事例紹介3 東京都北区	19
ヒアリング先自治体の先進的な支援機能	21
まとめ①実施方法・支援対象の違いと効果	22
まとめ②対話の重要性	23
見守り活動を始めるときに考えておきたいこと	24
見守り活動を始めるにあたって直面しやすい課題と円滑にすすめるためのヒント	26
行政の方々へ	28
民間の方々へ	29

はじめに

すべてのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利がある。

しかし、児童虐待は依然として深刻な社会問題であり、その防止は社会全体で取り組むべき喫緊の課題となっている。実際に、令和4年度の児童虐待相談対応件数は214,843件※と過去最多を記録し、10年前と比較すると約3倍に増加している。さらに、こどもの生命が奪われるような重大な虐待事件も後を絶たない。

こうした現状を踏まえ、本事業では、児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、アウトリーチや居場所等を通じて地域における見守りの様々な取り組みについて好事例を集約してきた。

児童虐待相談件数の増加には、関係機関の意識向上や感度の高まりにより、児童虐待防止への関心が深まり、通告件数が増えたことも要因の一つとされている。加えて、地域における見守りの取り組みが進んだことも、こうした動きを支える要素となったのではないかと感じられた。

本日のセミナーでは、こうした取り組みの事例を広く共有することで、地域の見守り体制の強化を促進し、児童虐待の防止に向けた社会全体の意識を高めることを目指したい。

※令和4年度中に全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（子ども家庭庁：令和6年9月24日公表）



見守り体制強化促進のための広報啓発事業とは

見守り体制強化促進のための広報啓発事業について

見守り体制強化促進のための広報啓発事業とは

要支援児童等を対象に養育環境の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を行い、地域における見守りの担い手となっているNPO 法人等の取り組みについて好事例を集約・周知することを通して、地域の見守り体制強化の促進に寄与することを目的としたもの

全国こども食堂支援センター・むすびえでは令和4年度より本事業に取り組んでいる

支援対象児童等見守り強化事業とは

児童虐待防止に向けて子育て世帯が孤立しないよう支援するため、市町村の要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）が中核となり、訪問による食事提供等を伴う支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高いこども等の状況を把握しながら見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進するとともに、こども自身が申請できる仕組みや、都道府県を介した中間支援法人としての実施形態を導入し、より多くの支援を必要とするこどもを把握し支援につなげる体制強化を図る。

【実施主体】市町村（特別区含む）、都道府県

【補助率】国2／3（市町村1／3）、国2／3（都道府県1／3）



これまでの取り組みの流れ

見守り体制強化促進のための広報啓発事業について

令和4年度

こども食堂を中心に様々なステークホルダーと協働し「支援児童等の見守り体制」を強化している7地域にヒアリング調査を実施。こども食堂の設置、運用等に関する現状と課題や見守り体制強化に至る段階ごとの取組内容について整理を行ってきた

調査実施数

県庁・市役所	7か所
団体	5か所
合計	12か所

<https://musubie.org/news/6235/>

令和5年度

見守り体制強化に取り組んできている地域のその後の取り組みの捕捉及び新たに取り組みを始めた地域の状況把握を通して、各地域での見守り体制強化の取り組みによる成果や直面している課題についての解像度をさらに高めた

調査実施数

県庁・市役所	13か所
団体	12か所
合計	25か所

<https://musubie.org/news/8189/>

令和6年度

好事例を継続的に調査する中で、見守り活動実施への強い意向がありつつも、様々な理由から実現できていないケースも見えてきており、**これから見守り事業を始めようとする団体が直面しやすい課題・対策案を抽出した**

調査実施数

県庁・市役所	7か所
団体	10か所
合計	17か所

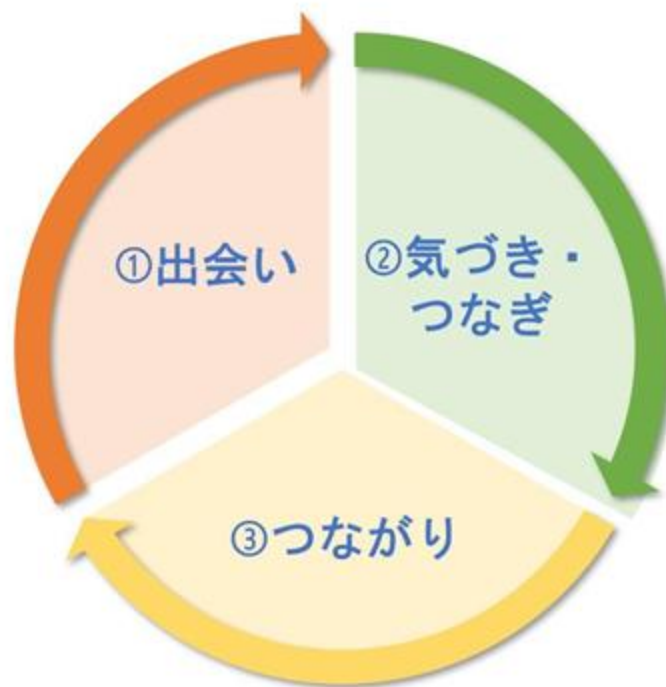


令和4年度のまとめ

こども食堂等を中心とした地域の見守り体制強化の 基本的考え方

まず、こどもたちと出会うこと。

そのためには、子どもたちとの多様な接点があること。
そして、子どもたちに情報が届いていること。
さらに、地域の理解があること。



次に、困っている子どもに気づき、支援につなげること。

そのためには、かかわる大人の躊躇がないように、子どもの課題に理解があること。
また、つながり先を知っていること。

さらに、子どもたちとつながり続けること。

そのためには、子どもが受け入れられると感じる態勢ができていること。
そのための地域との信頼、連携ができていること。

令和4年度のまとめ

こども食堂等を中心とした地域の見守り体制強化の7つのポイント

出会い	1	すべての子どもと重層的な接点がある
	2	子どもたちにこども食堂等の情報が届いている
	3	地域団体等がこども食堂等の取組みを理解してくれている
気づき・ つながり	4	さまざまなこどもの課題に対する理解がある
	5	行政担当部署や専門職とつながりがある、発見しても怖くない
つながり	6	要対協や行政担当部署と継続的な信頼関係が構築できている
	7	子どもに「自分を待っていてくれる場」と認識されている

支援対象児童等見守り強化事業の活用について

見守り強化事業で対応

1	すべての子どもと重層的な接点がある	▶	こどもの居場所となるこども食堂等を設置、運営
2	子どもたちにこども食堂等の情報が届いている	▶	こども食堂のマップ等を作成
3	地域団体等がこども食堂等の取組みを理解してくれている	▶	
4	さまざまなこどもの課題に対する理解がある	▶	各こども食堂での研修等開催 専門性を持つスタッフの巡回
5	行政担当部署や専門職とつながりがある、発見しても怖くない	▶	行政担当部署との情報共有（要対協との連携）
6	要対協や行政担当部署と継続的な信頼関係が構築できている	▶	行政担当部署との情報共有（要対協との連携） コーディネーター的な役割を配置
7	子どもに「自分を待っていてくれる場」と認識されている	▶	こどもの居場所となるこども食堂等を設置、運営

令和5年度のまとめ

前提の確認



前提 1

本事業では、要体協で既に把握しているこどもを中心に見守っている地域もあれば、把握していない子どもも含めて幅広く見守っている地域もある。

前提 2

こども食堂等の居場所を運営する団体以外にも児童養護施設を運営する社会福祉法人や社会福祉協議会、ひとり親家庭支援団体など様々な担い手がそれぞれの得意をいかして運営にあたっている。

令和5年度のまとめ

支援対象児童等見守り強化事業ヒアリングから見た5つの主な成果

成果 ①

子どもや保護者と深刻な状況になる前から出会うことができる

成果 ②

見守りが必要な子ども・保護者との接点がつくれる

成果 ③

見守りが必要な子ども・保護者の支援に対する抵抗感が低減する

成果 ④

見守りが必要な子ども・保護者と周囲との接点・つながりが増える

成果 ⑤

見守りが必要な子ども・保護者へ継続した見守りができる

こども食堂等の居場所の特色

敷居の低さ・気軽さ

安心して過ごせる居心地の良さ

関わり方の多様さ

令和5年度のまとめ

見守りのさらなる強化に向けて期待される4つの支援

支援 1

見守りをする人達の支援

- こども食堂等の居場所の運営者・スタッフの方向けの研修会
- 居場所同士の交流の機会の実施
- 子どもや保護者の情報の取り扱いに関するルールの整備や研修等の実施

支援 2

こども食堂等の運営の支援

- こども食堂等の居場所の開設や運営継続に関する支援

支援 3

情報提供・広報啓発

- 子ども・保護者へのこども食堂等の居場所に関する情報の発信
- 学校や地域の人達等へ、こども食堂等の必要性や活動内容等に関する広報啓発

支援 4

各所との連携促進に向けた仕組みづくり

- こども食堂等の居場所とつなぎ先である専門機関との間での連絡調整
- 他の事業や制度との連携・接続
- 「つなぎ」の役割を担える機関の配置



本日のセミナーの目標

本日のセミナーの目標

支援対象児童等見守り強化事業をまだ実施していない自治体の皆さま

- 事業実施のはじめの一步がイメージできるようになる
- ぶつかりがちな壁を認識して乗り越える方法を知る

支援対象児童等見守り強化事業を実施している自治体の皆さま

- 事業をしている中で直面している課題を解決するためのヒントを得る

こども食堂・居場所運営者の皆さま

- 支援対象児童等見守り強化事業を通じてどのような見守りが実施されているのか・どのように見守りに注力できるのかヒントを得る



調査先自治体概要

ヒアリング年度	大 (県、政令指定都市、50万人超)	中 (10~50万人)	小 (10万人未満)
2024年度 行政	A市 B県	①東京都北区 ③長崎県佐世保市 ④三重県鈴鹿市 ⑤大阪府高槻市	E市
2024年度 民間	C県	①東京都北区 ②兵庫県明石市 ③長崎県佐世保市 ④三重県鈴鹿市 (社協) ⑤大阪府高槻市 D市	⑥茨城県龍ヶ崎市 E市
2023年度以前	東京都足立区 静岡県浜松市 沖縄県うるま市	三重県桑名市 岩手県盛岡市	愛媛県宇和島市 大阪府坂井市 新潟県越前市 高知県佐川町 大分県豊後大野市



実施体制・主な連携先の違い

主な連携先／実施体制	実施団体へ委託	中間支援団体へ委託
子ども家庭（支援）センター（市区町村行政）		②東京都北区（社協に委託→子ども食堂の活動を支援） ⑤三重県鈴鹿市（社協に委託→NPOの活動を支援）
要保護児童対策地域協議会	⑦茨城県龍ヶ崎市（1団体）	
児童相談所	③兵庫県明石市（2団体）	
各団体に合わせて連携	⑥大阪府高槻市（2団体）	④長崎県佐世保市（地域ネットワーク団体に委託→各子ども食堂の活動を支援）



事例紹介 1 | 兵庫県明石市

【事業名】 支援対象児童等見守り強化事業

【取り組みの特徴】 緊急度の高い案件への取り組み

概要

【対象地域（校区）】 全市（西部、東部と2団体で対応）

【実施形式】 アウトリーチ

【対象・人数】 0歳～18歳まで、20世帯。児相から、必要と判断された子どもを見守り（学校やスクールソーシャルワーカーから入ってくるケースもあり、その場合は独自の見守り事業として対応）

【担い手】 カウンセラーなど専門スキルを持ったメンバーや主任児童委員、民生委員、保護司等の経験がある10人で見守り体制を構成。2人1組で対応し、担い手どうしでスーパーバイズをしあえる体制。

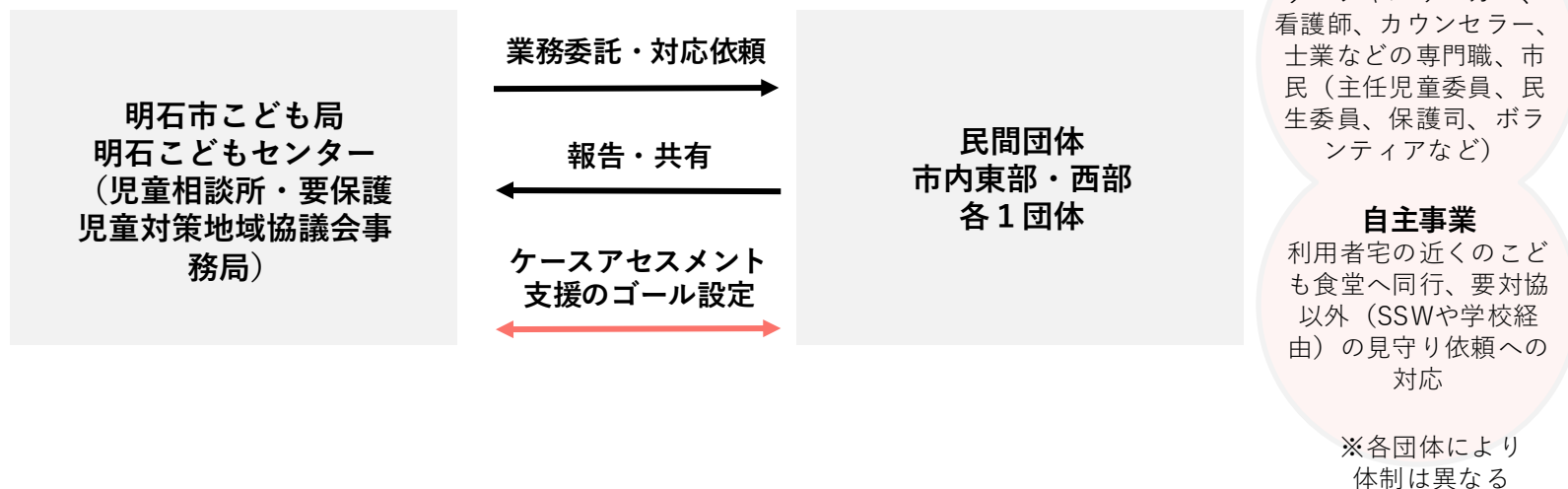
※本市に関しては、民間団体のみへのヒアリングにて作成

事例紹介 1 | 兵庫県明石市

参考にしたいポイント

- ・ 新型コロナの感染拡大時、家庭と外部との交流が途絶える中での孤立防止、虐待防止を目的とし、兵庫県内3つの中核市（姫路市、尼崎市、明石市）と子ども支援活動団体のメンバーとの協議を経て事業化が実現。
- ・ 緊急度が高く、主に子どもの命に関わる緊急的ケースへ個別訪問にて対応。

実施体制イメージ



事例紹介 2 | 茨城県龍ヶ崎市

【事業名】 龍ヶ崎市支援対象児童等見守り強化事業

【取り組みの特徴】 制度事業と自主事業を掛けあわせて、幅広く見守り

概要

【対象地域（校区）】 全市

【実施形式】 居場所とアウトリーチとハイブリッド型で実施

【対象・人数】 6歳～18歳までの（兄弟の場合はもっと小さい子も可）登録80名・
日々25名、アウトリーチは居場所に来ていない子をアウトリーチ、
週2～3回・1回3世帯訪問

【担い手】 社会福祉士・保育士・教員などボランティアを含めて長く子どもに関わってきた人

※本市に関しては、民間団体のみへのヒアリングにて作成

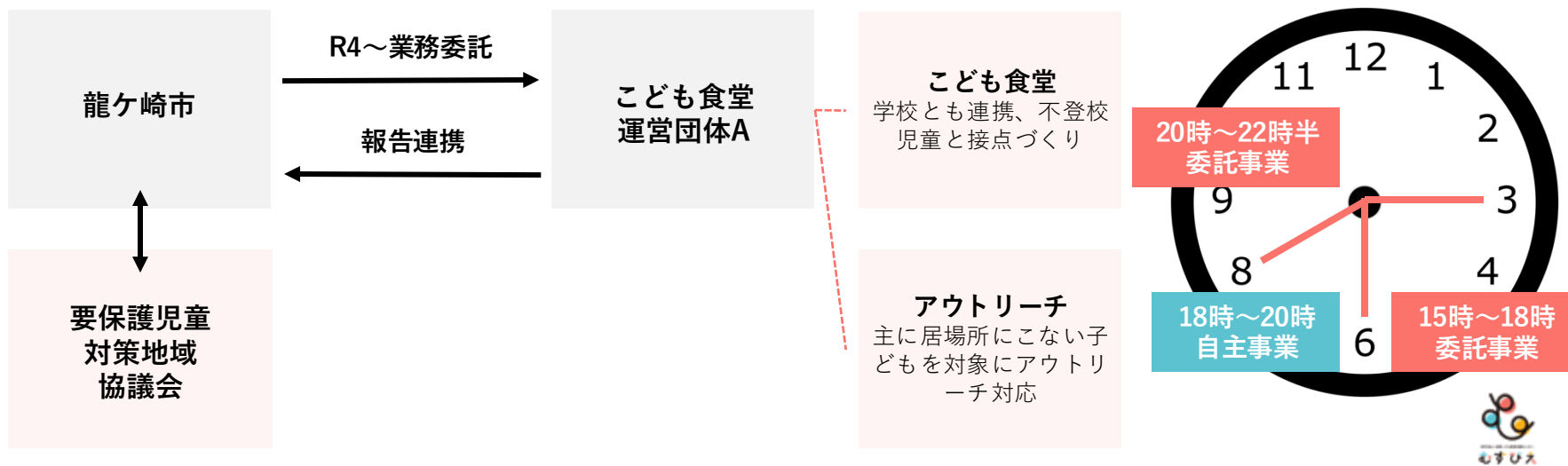


事例紹介 2 | 茨城県龍ヶ崎市

参考にしたいポイント

- 本事業があることで、継続的なアウトリーチ活動が可能に
 - 不登校や特定妊婦等、学校や行政が把握しにくい家庭への支援にもつながっている
 - 連絡の取れない、様子のわからない家庭の様子がわかり、支援への橋渡しができる
- こども食堂団体が訪問することでハードルがさがる

実施体制イメージ



事例紹介 3 | 東京都北区

【 事業名 】 子ども食堂等ネットワークによる子どもの見守り体制強化事業

【取り組みの特徴】 中間支援団体と連携し、区全域の子ども食堂と支援体制を構築

概要

【対象地域（校区）】 全区

【実施形式】 行政、子ども家庭支援センター(以下、子家セン)、社会福祉協議会が協働で、居場所（子ども食堂）での見守り体制を包括的に支援

【対象・人数】 18歳未満の子ども

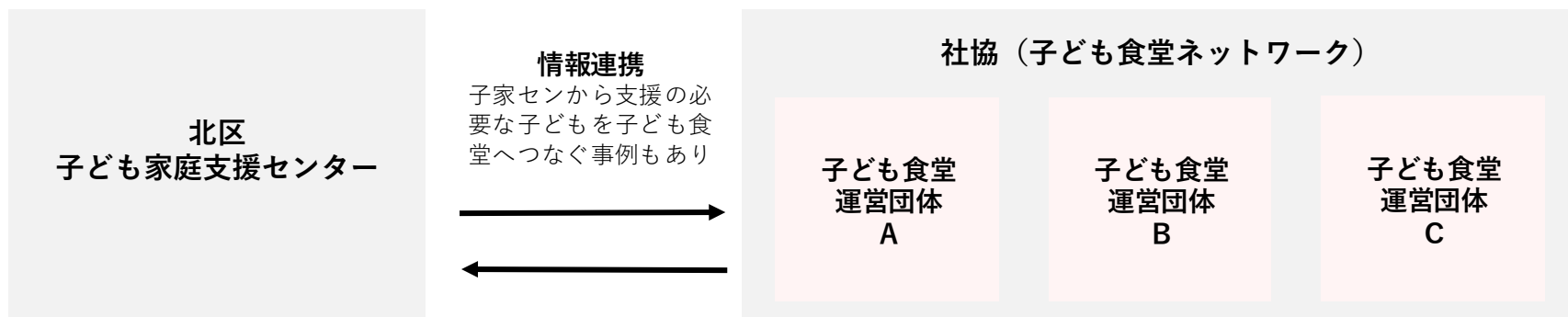
【担い手】 区内33か所の子ども食堂

事例紹介 3 | 東京都北区

参考にしたいポイント

- ・ 社協が区の子ども食堂ネットワーク事務局を担当しており、支援が必要な子どもを適切な子ども食堂へつなぐことができる
- ・ 行政側と民間側の双方の感覚を理解している社協が中間支援的役割を果たすことで、行政・子家セン・社協・子ども食堂が協働して見守り体制構築

実施体制イメージ



ヒアリング先自治体の先進的な支援機能

令和5年度に分かった「期待される4つの支援」と、令和6年度ヒアリング先の支援の対応

支援 1

見守りをする人達の支援

①北区、③佐世保市
④鈴鹿市、⑤高槻市

- こども食堂等の居場所の運営者・スタッフ向け研修会や居場所同士の交流機会の創出
- 子どもや保護者の情報の取り扱いに関するルールの整備や研修等の実施

支援 2

こども食堂等の運営の支援

①北区
③佐世保市、⑥龍ヶ崎市

- こども食堂等の居場所の開設や運営継続に関する支援

支援 3

情報提供・広報啓発

④鈴鹿市、⑤高槻市

- 子ども・保護者へのこども食堂等の居場所に関する情報の発信
- 学校や地域の人達等へ、こども食堂等の必要性や活動内容等に関する広報啓発

支援 4

各所との連携促進に向けた仕組みづくり

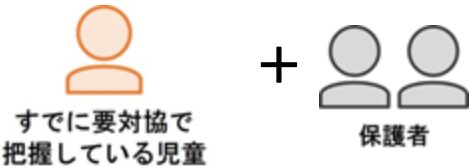
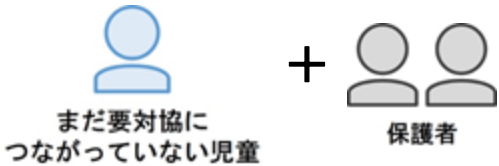
①北区、③佐世保市
⑥龍ヶ崎市

- こども食堂等の居場所とつなぎ先である専門機関との間での連絡調整
- 他の事業や制度との連携・接続
- 「つなぎ」の役割を担える機関の配置



まとめ①実施方法・支援対象の違いと効果

リスクの高低に対して、アウトリーチ・居場所のそれぞれに役割があり、組み合わせによるアプローチも可能。

		アウトリーチ	居場所
リスク	高	 <p>すでに要対協で把握している児童 保護者</p>	居場所に来られない子どもたちへのアプローチ（食事・食材支援、相談など） 日常的な居場所と支援の提供（支援中心のこども食堂、学習支援など）
	低	 <p>まだ要対協につながっていない児童 保護者</p>	潜在的なリスク層へのアプローチ（食材や物資支援と関係構築など） 普段から通えるサードプレイスでの関係づくり（交流中心のこども食堂など）

居場所にいつも来ていて気になる子、これまで来ていたのに来なくなった子、居場所につながっていない子などを対象に、居場所での見守りを少し拡充し、アウトリーチの機能をつけていくことへのサポートの可能性。
または、専門性のある方を居場所につないでいくことで、見守りの体制がより厚みを増す可能性もある。

まとめ②対話の重要性

ヒアリングより、事業設計や実施時において、行政と民間の対話が重視されていることが分かった。

対話 1

民間と行政が対話をして事業開始

- 複数団体（民間、社協など、場合によっては自治体をまたいで）が行政と対話の場を持ち、見守りの必要性を認識。事業開始に至ったケース。
- その際に他市の事例が参考に。視察に行って現場を把握したケースもある。
- 令和7年度からは都道府県も事業対象になり、市区町村を越えた設計も可能。

対話 2

こども食堂と行政を橋渡しする『中間支援』の強みを活かした座組の検討

- ヒアリングの中には、社協やこども食堂地域ネットワーク団体が中間支援に入っているケースも見受けられた。
- 複数の担い手団体をとりまとめ、コーディネートの役割を果たすほか、行政と民間団体とのコミュニケーションを円滑にとりもつ「通訳者」としての価値や、現場入りが得意な専門職も多く実践力を伴ったサポートが有効といった声もあがっている。
- 行政側からもとりまとめてくれる団体があると助かるといった声もあった。



見守り活動を始めるときに考えておきたいこと

自治体の方

Step1

事業のおもな
対象となる
子ども・保護者
を決める

虐待等のリスクが高く、要対協でも把握しているが、どうアプローチしていけばいいか悩んでいる家庭の見守りについて特に行いたい

虐待等のリスクが高い家庭に限定せず、予防的な意味合いも含めて見守りの対象となる子どもや保護者は広く考えて事業を行いたい

Step2

見守りの担い手
となってくれる
可能性のあると
ころを確認する

- 福祉の対人援助技術に基づく見守りが行える担い手（社会福祉法人等）
- 虐待リスクが低くなった家庭へ、ゆるやかな見守りを行う担い手（こども食堂等）
- 各所の連携・つながりを促進する担い手（社会福祉法人・社協等）

- 敷居が低く、安心して過ごすことができ、多様な関わり方が提供できる担い手（こども食堂等）
- ハイリスクの家庭があったときの見守りをしたり、各所の連携・つながりの促進や見守る人たちをサポートする担い手（社会福祉法人・社協等）



見守り活動を始めるときに考えておきたいこと

こども食堂など担い手の方

Step1

現在運営している居場所での「見守り」の確認

- 虐待を見つけに行くというスタンスだと、距離感ができてしまって、かえって見つけられない。アウトリーチで支援しに行くというと、心をひらいてくれたり、居場所へつながったり、虐待が見つかったりする。
- 大変な家庭を助けたいなど、意気込んでいない。自分たちができることを自分たちで楽しんで関わっている。SOSははじめからあげてもらえない。関わりを継続する中であげてくれる。
- そもそも子どもたちにとって安心できる、居心地のいい場でないと、子ども達は来てくれないので見守ることもできない。子どもたちは見られ方に敏感。

Step2

地域の見守り体制の確認と行政の担当者との相談

- ✓自治体で「支援対象児童等見守り強化事業」を実施しているか
- ✓自治体で独自で行っている事業や独自で子どもや保護者の見守りを行っている活動はないか
- ✓自治体の子ども家庭支援担当部署への相談
(社協やむすびえといった中間支援団体への相談が有効な場合も)



見守り活動を始めるとあって直面しやすい課題と、円滑にすすめるためのヒント

気になる子と出会った時の対応

ポイント

- ・担当者任せにせず、社協や行政職員も直接訪問するなどフォローするようにしている。
- ・緊急性が高い場合は一刻も争わずに伝えるなど、発見する目線や発見したあとのつなぎの研修をしておく。
- ・見守りで知りえた情報を他に漏らすことは問題があるので、まずはステップを踏んで行政につないだあと、対応を決めて他の機関等につないだりする。担い手が直接、専門機関などにつなぐことはしていない。

ポイント

- ・行政事業であると分かるよう、「訪問員証」をかならず持っていく。
- ・アウトリーチ先から問い合わせがあった際、行政の事業であることを説明する。
- ・保護者だけでなく子どもが興味を持てるような物を持参する。
- ・訪問員の研修プログラム内で、「扉を開けてくれない相手に対してどうコミュニケーションするか？」といったロールプレイを実施して訪問員、メンターと共に学びあう。

アウトリーチを試みても、受け入れられないケースへの対応



見守り活動を始めるとあって直面しやすい課題と、円滑にするためのヒント

地域で担い手となる団体が見つからず、専門性のある人材が不足している場合への対応

ポイント

- ・ 専門スキルをもった人が見守りをしているケースもあるが、「月1回お弁当を届ける」というだけでも、家庭の様子や変化の兆しを拾うことができる。団体や地域の色にあわせてできる見守りをしていくとよいのでは。
- ・ 見守りの担い手どうしでスーパーバイズをしあえる体制を作っている。ケース会議のほか、「この関わり方はどうだったかな」など多様な意見を聞けるようにしている。
- ・ 地域で既に活動されている「こども食堂」に、支援色をつけるとよいのでは。担い手は必ずしも専門職に限らずとも、居場所の運営者等であれば素養はありそう。民生委員や社会福祉士、元教職員の方などが運営している力のあるこども食堂が地域にある場合もある。

ポイント

- ・ 個人情報の取り扱いについて覚書をこども食堂と結ぶ。報告や打ち合わせの場では、個人名ではなく番号で報告しあう
- ・ メールで送る場合は、パスワードをかけて送る

個人情報の扱い



行政の方々へ

事例から抽出した参考にしたいポイント

支援対象児童等見守り強化事業をまだ実施していない自治体の皆さま

- 地域のニーズを把握（各種計画で定めているものを確認する等）。それに対する打ち手として、それぞれの自治体に合ったものを検討。
- 民間との対話が重要。お互いの役割を押し付けるのではなく、できることを探っていく。
- 令和7年度から新たに都道府県も対象に。市区町村と連動した事業の検討が可能。

支援対象児童等見守り強化事業を既に実施している自治体の皆さま

- 行政の強みを活かした民間の見守りサポートの検討。
- 担当部署だけでなく、他部署との連携も行政の強み。
- 報告書やケース会議、その他の場で民間の声を拾う。



民間の方々へ

事例から抽出した参考にしたいポイント

行政と民間それぞれの強みを活かした「地域の見守り」の実施。

- 行政だからこそつながれる部局、民間だからこそつながれる支援がある。お互いの役割をすり合わせた体制の構築。

居場所とアウトリーチの必要に応じた連携。

- 居場所があるからこれる子もいるし、アウトリーチだからこそ出会える子もいる。

参考：連携を進める「あり方」

[「こども食堂と子どもを見守る”つながり”のはなし～こども食堂インタビューブック～](#)

